

清須市歯と口腔の健康づくり推進条例 (令和 4 年 3 月 31 日 条例 第 1 号)

最終改正:

改正内容: 令和 4 年 3 月 31 日 条例 第 1 号 [令和 4 年 4 月 1 日]

○清須市歯と口腔の健康づくり推進条例

令和 4 年 3 月 31 日 条例 第 1 号

清須市歯と口腔の健康づくり推進条例
(目的)

くう

第 1 条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが、健康でいきいきとした生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、市が推進する歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、市、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進することにより、もって市民の生涯にわたる健康でいきいきとした生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯及び口腔の健康の保持若しくは増進又はそれらの機能の維持若しくは向上を図る取組をいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）、歯科保健指導又は歯科保健に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に係る職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの及びこれらの者で組織する団体（歯科医療等関係者を除く。）をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。
- (5) オーラルフレイル対策 口腔の機能の低下及び当該機能の低下が進行することにより生じる心身の機能の低下を未然に防ぐための取組をいう。
- (6) 8020 運動 80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とした取組をいう。
- (7) 周術期 手術が必要な患者の手術前から手術後までの一連の治療に要する期間をいう。

はちまるにいまる

(基本理念)

第 3 条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって自主的に歯と口腔の健康づくりを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受け、及び定期的な歯科検診を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (4) 地域における歯と口腔の健康づくりを促進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、国、愛知県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者との連携を図りつつ、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自主的に歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的な歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務)

第 6 条 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者は、相互に連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、市が歯と口腔の健康づくりに関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、その事業所で雇用する従業員の歯科検診及び歯科保健指導を受ける機会の確保その他歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第 8 条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する健康教育及び食育推進、口腔清掃を含む口腔環境の改善並びに口腔機能の維持及び向上に関する施策
- (2) 定期的な歯科検診の受診に関する施策

- (3) 障害のある者、介護を必要とする者、妊産婦等の歯科検診の受診に関する施策
- (4) オーラルフレイル対策に関する施策
- (5) 8020運動の推進に関する施策
- (6) 糖尿病その他の口腔疾患に関連のある生活習慣病の対策並びに喫煙による歯及び口腔の健康被害の防止等に関する施策
- (7) 口腔がんの早期発見に関する施策
- (8) 周術期における口腔機能の管理を適切に行うための医師、歯科医師その他関係機関の連携に関する施策
- (9) 災害発生時における二次的な健康被害を予防するための口腔衛生の確保に関する施策
- (10) 市が歯と口腔の健康づくりに関して講ずる施策を効果的に実施するための情報の収集及び調査研究に関する施策
- (11) 市が歯と口腔の健康づくりに関して講ずる施策の評価に関する施策
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策
(基本的方針等)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により定める健康増進計画において、基本的方針、目標等について定めるものとする。

（雑則）

第10条 この条例に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。
